

少子高齢化が進行している我が国においては、若者、女性、高齢者などのあらゆる層で就労を希望する方が就労できるようにしていく必要がある。そのためには、これまでの長時間労働を前提にした働き方ではなく、個人が、それぞれのライフスタイルや希望に応じて、社会での活躍の場を見出せるような働き方を実現していくことが必要である<sup>41</sup>。あわせて、単に労働時間が短くなればよいということではなく、限られた時間の中で効率的に仕事を行うとともに、より創造的、高付加価値なものを生み出していくということが求められている。

そこで、本章では、現状の働き方、労働時間の整理を行うとともに、労働時間の短縮のメリットなどを企業や労働者へのアンケート調査をもとに分析をしていく。具体的には第1節では、統計データにより我が国の労働時間の現状や長時間労働者の特徴について概観する。第2節では、企業や労働者へのアンケート調査をもとに、労働時間に対する労使双方の認識や、長時間労働が発生している理由を整理し、第3節では企業は長時間労働削減に向け、どのような取組を行っているのか、またその効果はどうか、特に労働生産性との関係について整理を行い、長時間労働の削減に向けた方策について考察をしていく。

## 第 1 節 我が国の働き方の現状

本節では、我が国における労働時間の推移と現状及び長時間労働者の特徴について、概観する。

### 1 我が国における労働時間の推移と現状

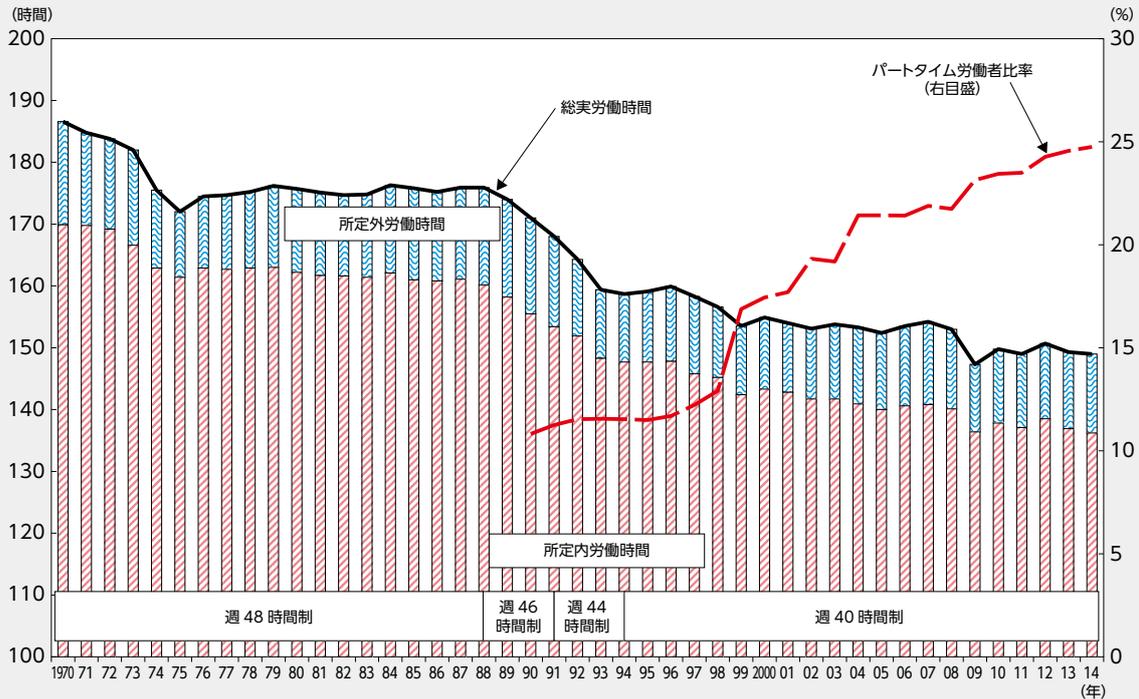
#### ● 緩やかな減少傾向にある労働時間

まず、第3-(1)-1図により、厚生労働省「毎月勤労統計調査」で、30人以上規模事業所における月間総実労働時間の推移をみてみよう。総実労働時間は、1970年代半ばから1980年代後半までおおむね横ばいで推移していたが、1988年から1993年にかけて大きく減少し、その後も緩やかに減少している。足下でも、2014年は前年比0.2%減少となっており、2年連続で減少している。この結果、1987年に月間175.9時間（年間2,111時間）であった総実労働時間は、2014年には月間149.0時間（年間1,788時間）と、27年間で月間26.9時間減少している。こうした動きは、所定内労働時間の減少によるところが大きく、1987年に月間161.1時間であった所定内労働時間は、2014年には月間136.2時間と、リーマンショック後の2009年を下回って比較可能な1970年以降で最短となっており、27年間で月間24.9時間減少している。一方、所定外労働時間は、高度経済成長期やいわゆるバブル景気による好況期には、月間15時間を超えていたが、その後は、景気変動等による増減を繰り返しつつ、おおむね月間11～13時間程度で推移しており、足下では景気の緩やかな回復に伴い3年連続で増加し、2014年は月間12.8時間となっている。

41 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）

第3-1-1図 月間総実労働時間の内訳の推移（常用労働者、事業所規模30人以上）

○ 総実労働時間は、1988～1993年にかけて大きく減少した後、緩やかに減少している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模30人以上、就業形態計の数値  
2) パートタイム労働者比率は1990年以降把握可能。

● 1990年前後の労働時間の大幅減少は完全週休2日制の広がりが主因

このような所定内労働時間を中心とする総実労働時間の減少は、労働時間法制や社会慣習の変化に強い影響を受けているものと考えられる。

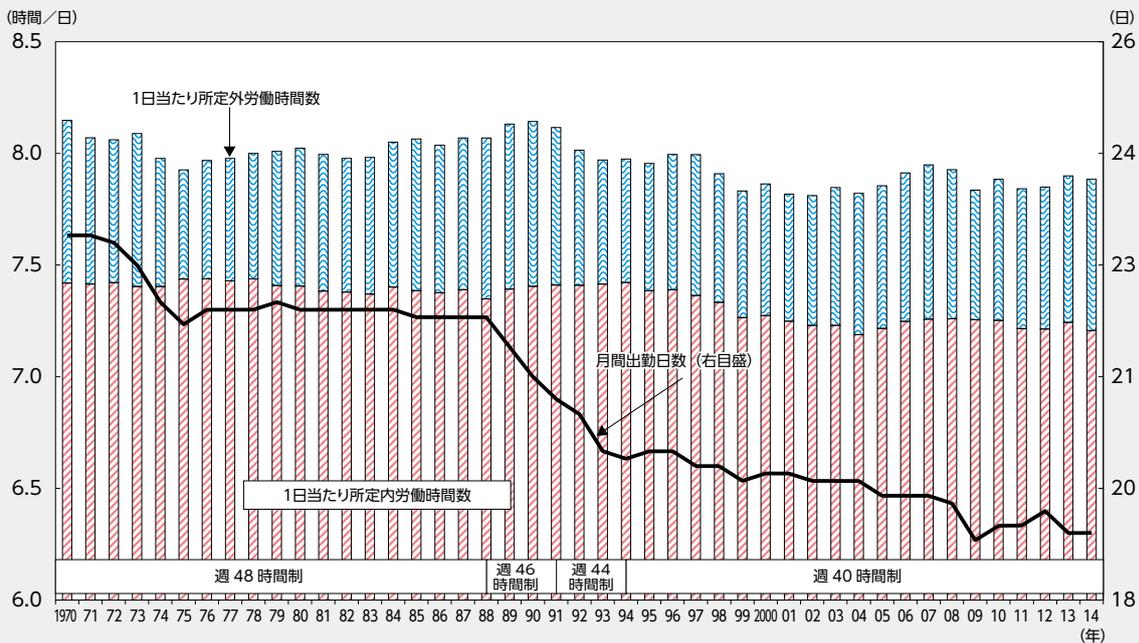
我が国の法定労働時間は、1947年に労働基準法が制定されて以降、長い間週48時間制が続いていたが、1987年に行われた同法の改正により、中長期的に週40時間労働制を目標としつつ、当面は猶予措置を設けることとされ、これに基づき、1988年4月から週46時間（猶予対象事業は週48時間）、1991年4月から週44時間（猶予対象事業は1993年3月末（規模100人以下の事業場については1994年3月末）まで週46時間）に短縮された。更に1993年に行われた同法の改正により、法定労働時間は1994年4月から週40時間（猶予措置事業は、1997年3月末まで44時間。特例措置対象事業場については、2001年3月末まで46時間、同年4月以降44時間。）に短縮された。こうした動きに伴い、1988年から1993年にかけて総実労働時間が大きく減少したものと考えられる。

第3-1-2図により、月間出勤日数と出勤日1日当たりの総実労働時間の推移をみると、1988年から1993年にかけて月間出勤日数が大きく減少している一方、1日当たりの所定内労働時間は減少しておらず、同時期の労働時間の短縮は、出勤日数の削減により実現されたことが分かる。また、第3-1-3図により、完全週休2日制の適用対象となっている労働者の割合の推移をみると、同時期にその割合が大幅に上昇しており、完全週休2日制の普及が進んだことが分かる。

以上のことから、1988年から1994年にかけて、法定労働時間が週48時間から原則週40時間へと順次短縮されるのに合わせ完全週休2日制が広がりをみせ、出勤日数の減少を通じて総実労働時間が大きく減少したといえる。

**第3- (1) - 2 図** 月間出勤日数と出勤日1日当たりの総実労働時間の推移 (30人以上規模事業所、就業形態計)

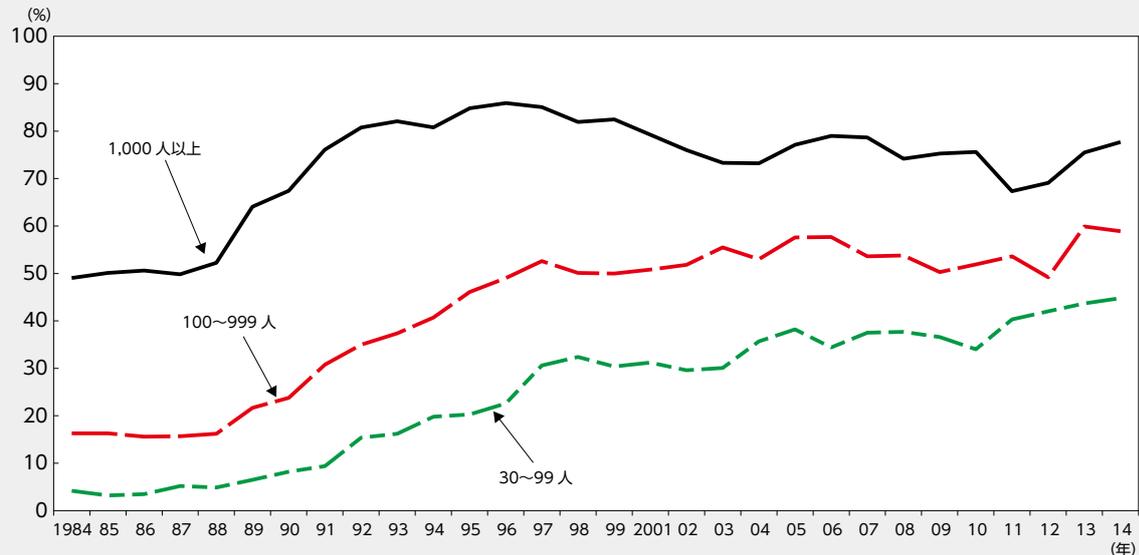
○ 1988～1993年の総実労働時間の短縮は、1日当たりの所定内労働時間の減少ではなく、月間出勤日数の削減による。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成  
 (注) 調査産業計、事業所規模30人以上、就業形態計の数値。

**第3- (1) - 3 図** 企業規模別完全週休2日制適用労働者割合の推移

○ 1988～1994年にかけて、法定労働時間が原則週40時間へと短縮するのに合わせ、完全週休2日制が広がりを見せている。



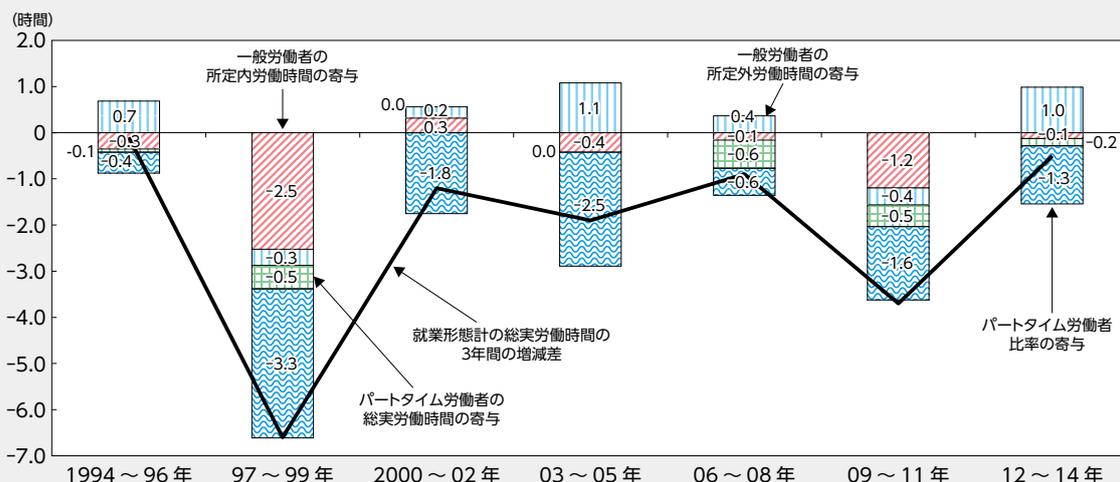
資料出所 厚生労働省「就労条件総合調査」  
 (注) 1) 1999年までは各年12月末日現在の状況。2001年以降は各年1月1日現在の状況。  
 2) 期間を定めずに雇われている労働者(パートタイム労働者を除く。)における割合。  
 3) 2008年以降は、調査対象企業の範囲が、それまでの「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」から「常用労働者30人以上の民間企業」に拡大されている。

● 1990年代半ば以降の労働時間の減少はパートタイム労働者比率の上昇が主因

前述のとおり、1994年以降も総実労働時間は緩やかな減少傾向にあるが、前掲第3-(1)-1図のとおり、1990年代後半からパートタイム労働者比率の上昇が続いていることから、これが総実労働時間の減少に影響していることが考えられる。そこで、5人以上規模事業所における総実労働時間の増減を要因別に分解してみると、第3-(1)-4図のとおり、一般労働者の所定内労働時間やパートタイム労働者の総実労働時間もおおむねマイナスに寄与しているが、パートタイム労働者比率の変化が一貫して全体の総実労働時間を減少させる方向に大きく寄与している。1993年から2014年にかけて、就業形態計の月間総実労働時間は14.9時間減少しているが、要因別の寄与を試算してみると、一般労働者の総実労働時間の減少の寄与が1.7時間（所定内労働時間の減少方向での寄与が4.4時間、所定外労働時間の増加方向での寄与が2.6時間）、パートタイム労働者の総実労働時間の減少の寄与が1.9時間であるのに対し、パートタイム労働者比率の上昇による減少の寄与が11.3時間となっており、1990年代半ば以降の総実労働時間の減少の主因は、パートタイム労働者比率の上昇であることが分かる。

第3-(1)-4図 総実労働時間の増減差の要因分解

○ パートタイム労働者比率の変化が、一貫して全体の総実労働時間を減少させる方向に大きく寄与している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上。

2) 実数値をもとに算出。算出方法は以下のとおり。

$$\Delta P = (1 - \bar{r}) \Delta Q \quad (\text{一般労働者の所定内労働時間の寄与}) \quad P: \text{就業形態計の総実労働時間}$$

$$+ (1 - \bar{r}) \Delta R \quad (\text{一般労働者の所定外労働時間の寄与}) \quad Q: \text{一般労働者の所定内労働時間}$$

$$+ \bar{r} \Delta S \quad (\text{パートタイム労働者の総実労働時間の寄与}) \quad R: \text{一般労働者の所定外労働時間}$$

$$+ \Delta r (S - Q - \bar{R}) \quad (\text{パートタイム労働者比率の寄与}) \quad S: \text{パートタイム労働者の総実労働時間}$$

r: パートタイム労働者比率  
 $\Delta$ : 当年と前年の増減差  
 $\bar{\quad}$ : 当年と前年の平均

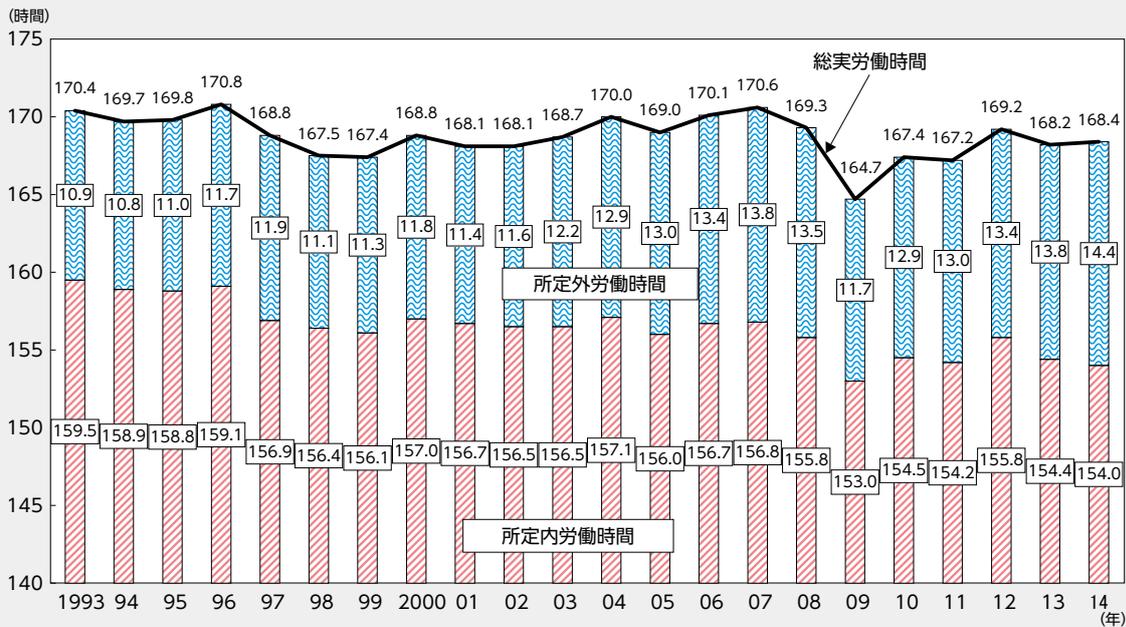
● 1990年代半ば以降ほとんど減少していない一般労働者の総実労働時間

それでは、パートタイム労働者を除いた一般労働者の労働時間はどのような動きになっているのでしょうか。第3-(1)-5図により、5人以上規模事業所における一般労働者の総実労働時間の推移をみると、所定内労働時間は、2009年にリーマンショックの影響により大幅に減少した後、経済の復調に伴って増加するなど、景気変動に伴う増減はみられるが、トレンドとしては緩やかな減少傾向で推移していることが分かる。一方、所定外労働時間は、景気変動による増減を繰り返しつつトレンドとしては増加傾向で推移しており、2014年には月間14.4

時間と比較可能な1993年以降で最長となっている。このような所定内労働時間と所定外労働時間の動きが相殺され、総実労働時間は1990年代後半からトレンドとしてはほぼ横ばいで推移しており、2014年は月間168.4時間（年間2,021時間）と、1997年とほぼ同水準となっている。また、第3-（1）-6図によりパートタイム労働者の総実労働時間の動きをみると、所定内

**第3-（1）-5図 一般労働者の月間総実労働時間の推移**

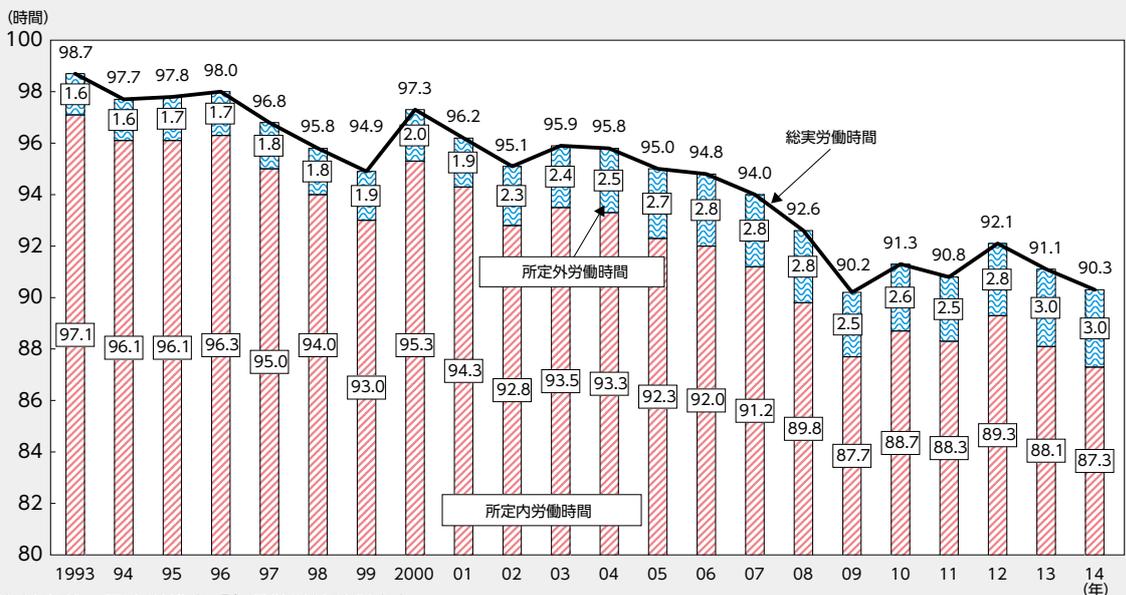
○ 一般労働者の所定内労働時間は緩やかな減少傾向である一方、所定外労働時間は増加傾向で推移しており、総実労働時間は1990年代からほぼ横ばいで推移している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
 (注) 事業所規模5人以上、調査産業計。

**第3-（1）-6図 パートタイム労働者の月間総実労働時間の推移**

○ パートタイム労働者の所定内労働時間は減少基調で推移しており、これに伴い、総実労働時間も減少基調で推移している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
 (注) 事業所規模5人以上、調査産業計。

労働時間は減少基調で推移しており、2014年には、比較が可能な1993年以降で最短の87.3時間となっている。これに伴い、総実労働時間も減少基調で推移している。一方、所定外労働時間は、総実労働時間に占める比率は一般労働者に比べて相当程度小さいものの、増加傾向となっており、2014年には既往最高水準の3.0時間まで増加している。

●企業規模が小さいほど労働時間が長いとその差は長期的には縮小傾向

以下では、一般労働者の労働時間について、その属性によりどのような違いがあるのかみていくこととしよう。第3-(1)-7図により、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」で企業規模別の一般労働者の総実労働時間の推移をみると、規模が小さい企業ほど労働時間が長くなっている。各規模ともに、1990年前後の法定労働時間の短縮が順次行われた時期に大きく労働時間が減少しているが、特に規模が小さい企業でその減少幅が大きかったことが分かる。その後、1990年代後半から2000年代にかけては、1,000人以上規模企業では労働時間がほぼ横ばいで推移しているのに対し、10～99人規模企業では労働時間の緩やかな減少基調が続いたため、企業規模間の総実労働時間の差は、長期的には縮小している。これは、前掲第3-(1)-3図で、1990年代後半から2000年代にかけて、1,000人以上規模企業で週休2日制適用労働者割合が上昇していないのに対し、30～99人規模企業では週休2日制適用労働者割合の上昇が続いていることと整合的である。ただし、2014年では、格差が縮小した2008年や2010年に比べて、企業規模間の総実労働時間の差はやや拡大している。

第3-(1)-7図 企業規模別月間総実労働時間の推移

○ 企業規模が小さいほど総実労働時間が長くなっているが、長期的には、企業規模間の総実労働時間の差は、縮小している。



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

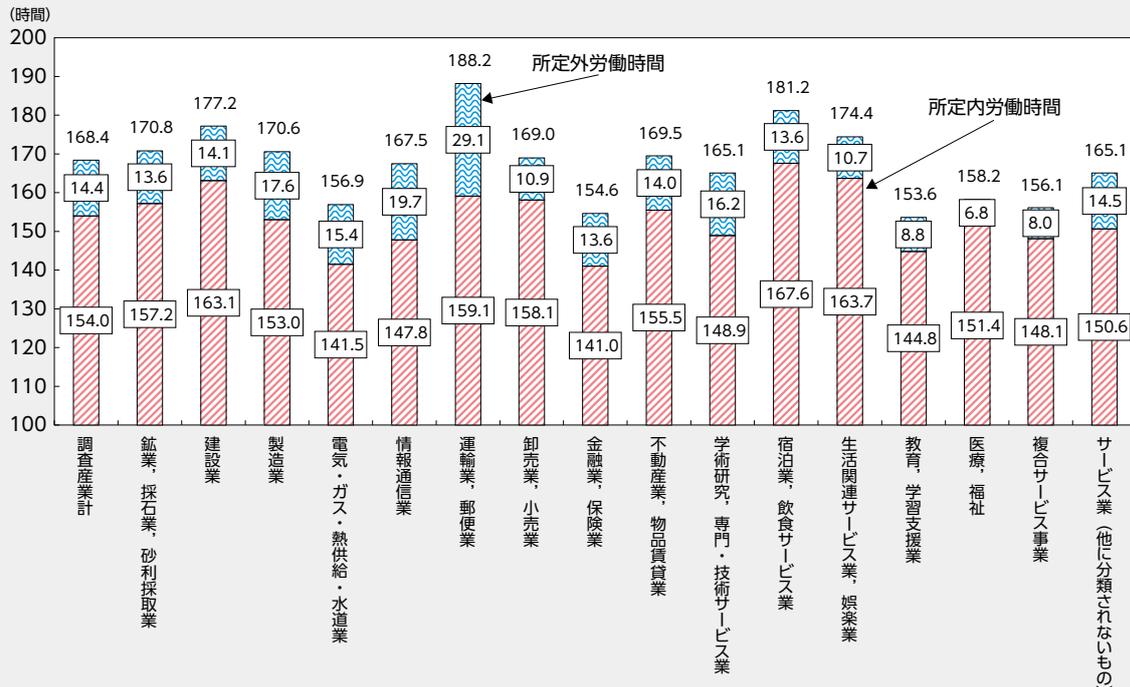
- (注) 1) 「総実労働時間」=「所定内実労働時間」+「超過実労働時間」  
 2) 調査産業計、民営事業所の一般労働者の数値。  
 3) 各年6月の数値。

●一般労働者の労働時間が最も長いのは運輸業、郵便業

第3-(1)-8図により、2014年の一般労働者の月間総実労働時間を産業別にみると、所定内労働時間が最も長いのは宿泊業、飲食サービス業で、次いで生活関連サービス業、娯楽業、建設業となっており、最も短いのは金融業、保険業で、次いで、電気・ガス・熱供給・水道業、

## 第3-(1)-8図 産業別月間総実労働時間（一般労働者）

○ 総実労働時間が最も長い産業は、運輸業、郵便業、次いで宿泊業、飲食サービス業、建設業となっている。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」（2014年）

(注) 事業所規模5人以上の数値。

教育、学習支援業となっている。所定外労働時間が最も長いのは運輸業、郵便業で、次いで情報通信業、製造業となっており、最も短いのは医療、福祉で、次いで複合サービス事業、教育、学習支援業となっている。両者を合わせた総実労働時間が最も長いのは運輸業、郵便業で、次いで宿泊業、飲食サービス業、建設業となっており、最も短いのは教育、学習支援業で、次いで金融業、保険業、複合サービス事業となっている。

次に、第3-(1)-9図により、主な産業の一般労働者の月間労働時間の推移をみると、総実労働時間が長い産業、短い産業はほぼ固定的となっており、産業間の労働時間の差には大きな変化はみられない。製造業や運輸業、郵便業では、リーマンショック後の2009年に労働時間が大幅に減少するなど、景気変動による労働時間の増減が大きいことが分かる。足下では、建設業で労働時間が増加しており、金融業、保険業、医療、福祉などでは減少している。

### ●時間当たり賃金が低いほど労働時間が長い傾向

続いて、第3-(1)-10図により、一般労働者の時間当たり賃金の額と平均労働時間の関係を見てみよう。これをみると、全ての年齢階級において、時間当たり賃金が低いほど労働時間が長くなっており、時間当たり賃金が相対的に低い層において、必要な所得を得るために労働時間が長くなっている可能性もあると考えられる。

## 2 長時間労働者の特徴

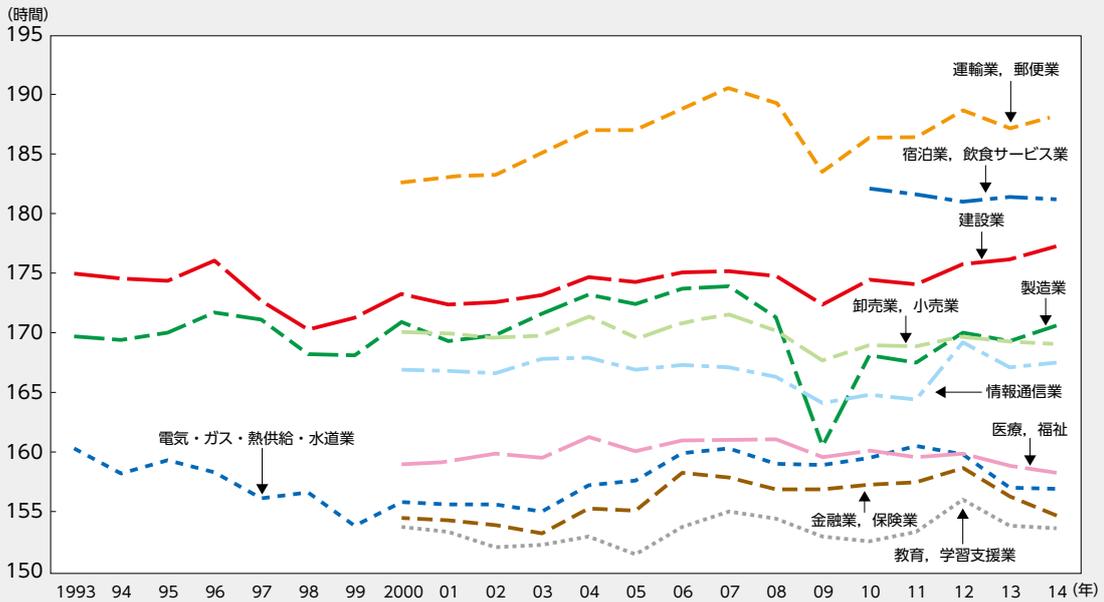
### ●雇用者全体に占める長時間労働者の割合は低下

ここまでは、労働者の平均労働時間を中心にみてきたが、以下では労働時間の分布、特に1週間の就業時間が60時間以上の長時間労働者の特徴についてみていくことにしよう。

第3-(1)-11図及び第3-(1)-12図により、総務省統計局「労働力調査(基本集計)」で、

第3- (1) - 9 図 産業別月間総実労働時間の推移 (一般労働者)

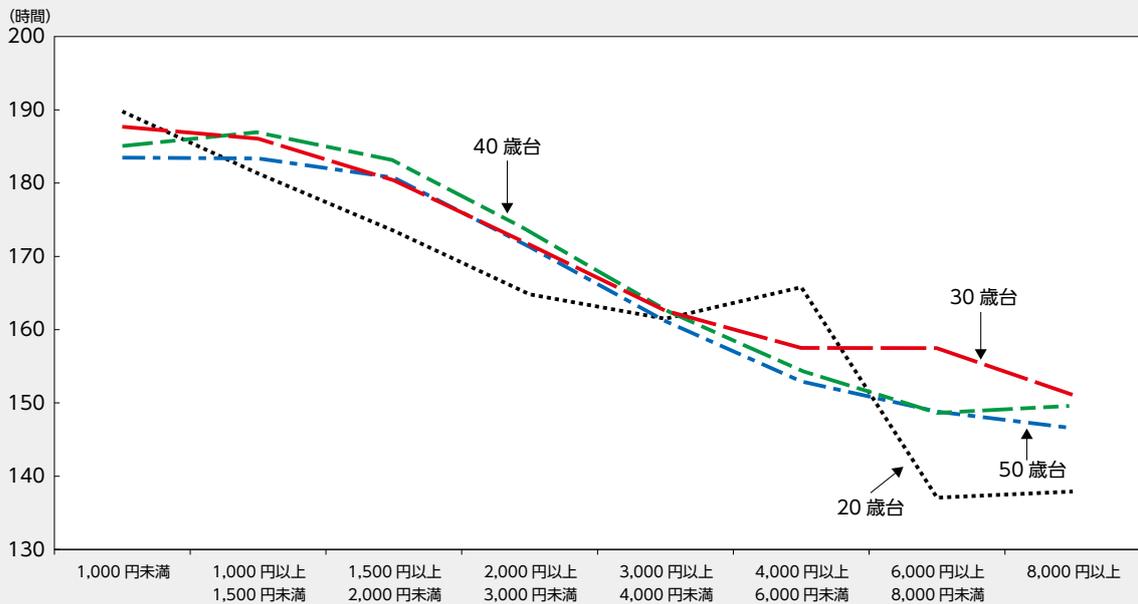
○ 総実労働時間が長い産業、短い産業はほぼ固定されており、産業間の労働時間の差には大きな変化はみられない。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
 (注) 事業所規模5人以上の数値。

第3- (1) - 10 図 時間当たり賃金額の階級別月間総実労働時間

○ 全ての年齢階級において、時間当たり賃金が低いほど労働時間が長くなっている。

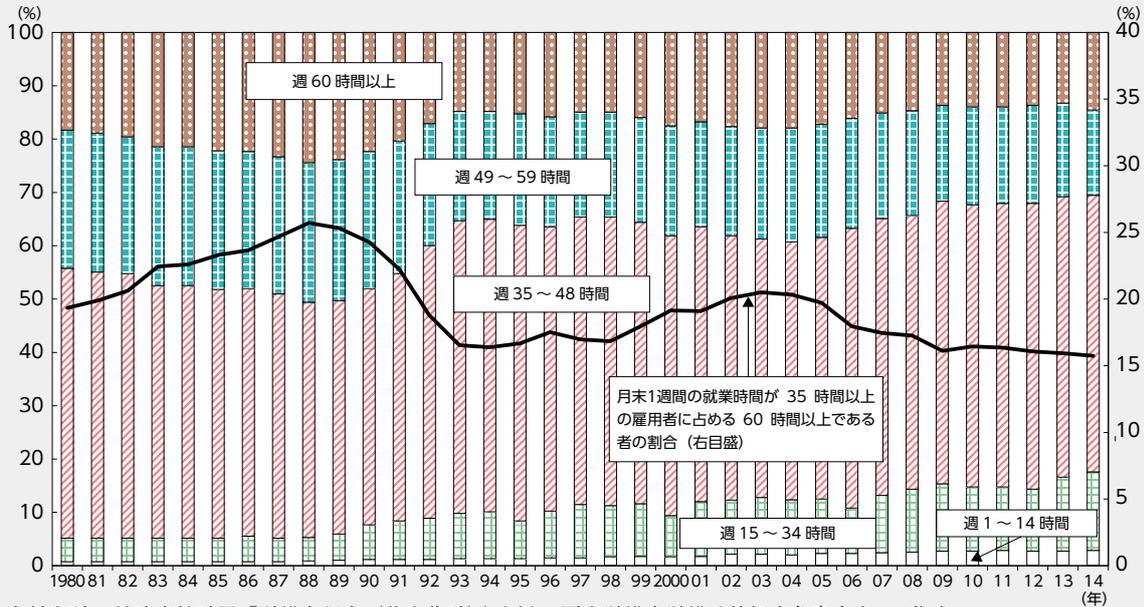


資料出所 厚生労働省「2014年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計  
 (注) 1) 2014年6月の一般労働者、民営事業所、企業規模10人以上、調査産業計の数値。  
 2) 時間当たり賃金額は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除して算出。  
 3) 総実労働時間は、所定内実労働時間と超過実労働時間の合計。

雇用者の月末1週間の就業時間別の内訳の推移をみると、男性の1週間の就業時間が60時間以上である者の割合は、1988年をピークとして、法定労働時間の短縮に合わせて1993年まで大きく低下し、その後はほぼ横ばいで推移したが、2000年代前半にはやや上昇し、2000年代

**第3- (1) - 11 図 雇用者の月末1週間の就業時間別内訳の推移 (男性)**

○ 男性では、1週間の就業時間が60時間以上である者の割合は、1988年をピークとして緩やかに低下している。

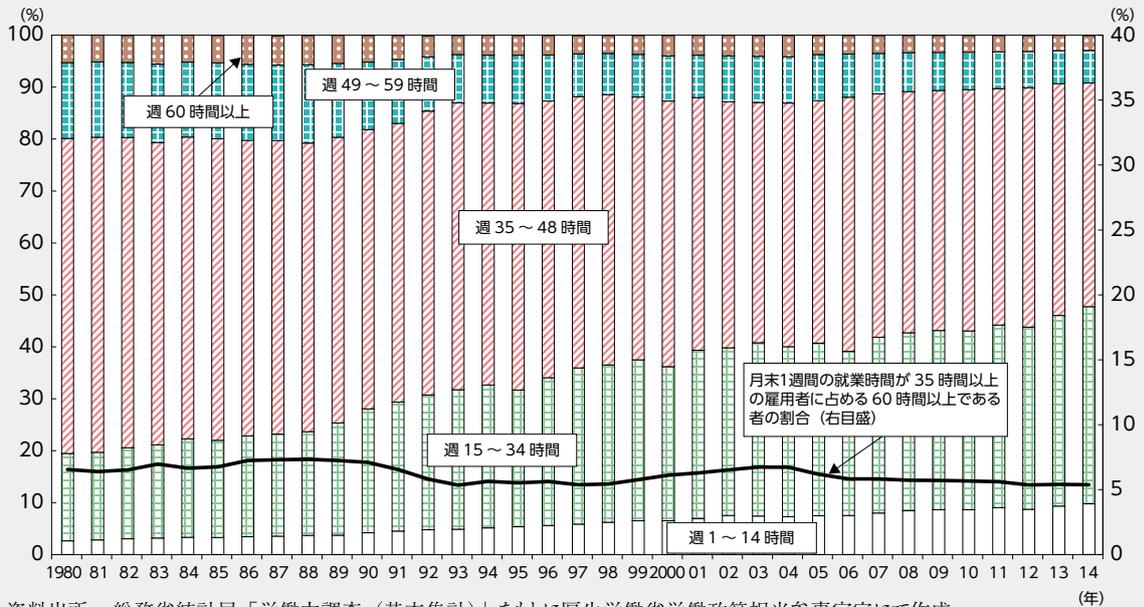


資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 休業者及び就業時間不詳の者は除いている。  
2) 各年の12か月の平均値。  
3) 2011年は、岩手県、宮城県、福島県の3県を除いた数値。

**第3- (1) - 12 図 雇用者の月末1週間の就業時間別内訳の推移 (女性)**

○ 女性では、1週間の就業時間が35時間未満である雇用者の割合は一貫して上昇している。一方、60時間以上である者の割合は緩やかな低下傾向となっている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 休業者及び就業時間不詳の者は除いている。  
2) 各年の12か月の平均値。  
3) 2011年は、岩手県、宮城県、福島県の3県を除いた数値。

後半から足下にかけては緩やかに低下している。一方、1週間の就業時間が35時間未満である者の割合は、定年後の継続雇用者の増加などもあって、1990年代に入ってから上昇傾向で

推移しており、2014年には17.6%に達している。こうした長時間労働者の増加により長時間労働者の割合が低下しているようにみえている可能性もあることから、1週間の就業時間が35時間以上である雇用者のうち就業時間が60時間以上である者の割合をみると、2000年代前半にその割合の高まりがみられたものの、2000年代後半からは低下傾向で推移しており、足下でも僅かながら低下傾向が続いている。女性については、それぞれのライフステージに合わせた働き方を選択しつつ就業を継続・再開する女性が増加してきたこともあって、1週間の就業時間が35時間未満である雇用者の割合は一貫して上昇傾向で推移している。一方、1週間の就業時間が35時間以上である雇用者のうち就業時間が60時間以上である者の割合は、法定労働時間の短縮に合わせて、1988年から1993年にかけて低下した後、ほぼ横ばいで推移し、2000年代前半にはやや高まりをみせたが、その後は緩やかな低下傾向で推移している。

以上のように、1週間の就業時間が60時間以上である長時間労働者の割合は、雇用者全体でみると1980年代後半や2000年代前半より低い水準となっており、足下でも僅かながら低下傾向が続いているといえる。

### ●正規の職員・従業員では長時間労働者の割合は2000年代以降高止まり

雇用者全体では長時間労働者の割合は低下しているが、これには雇用形態の多様化が影響を与えている可能性もある。実際、従業上の地位・雇用形態別に1週間の就業時間の構成をみると、男女ともに、自営業主や家族従業者、雇用者の中では役員や正規の職員・従業員で週60時間以上の長時間労働者の割合が高くなっており、非正規の職員・従業員ではその割合は低くなっている。非正規の職員・従業員の中では、契約社員などで比較的その割合が高くなっている（付3-(1)-1表）。

そこで、第3-(1)-13図及び第3-(1)-14図により、総務省統計局「就業構造基本調査」で、正規の職員・従業員に占める1週間の就業時間が60時間以上である者の割合をみると、男性では、1987年に16.9%に達した後、1990年代には12%を下回る水準まで低下したものの、2000年代に入って再度上昇し、2007年には18.5%に達した。2012年は2007年より低下したものの、依然高水準となっている。女性では、1987年に5.3%に達した後、1990年代には3%台まで低下したが、2000年代に入って大幅な上昇が続き、2007年には7.8%に達した。2012年は2007年より僅かに低下したものの、高い水準が続いている。

年齢階級別でみると、男性では、長時間労働者の割合が高いのは30歳台や20歳台後半であるが、2002年以降は40歳台前半で、2007年以降は40歳台後半や50歳台で、1987年より長時間労働者の割合が相当程度上昇しており、中高年齢層の就業時間が長くなっている。女性では、2000年代に入ってから20歳台で長時間労働者の割合が上昇しており、結婚・出産前の女性が多い年齢での就業時間が長くなっている。

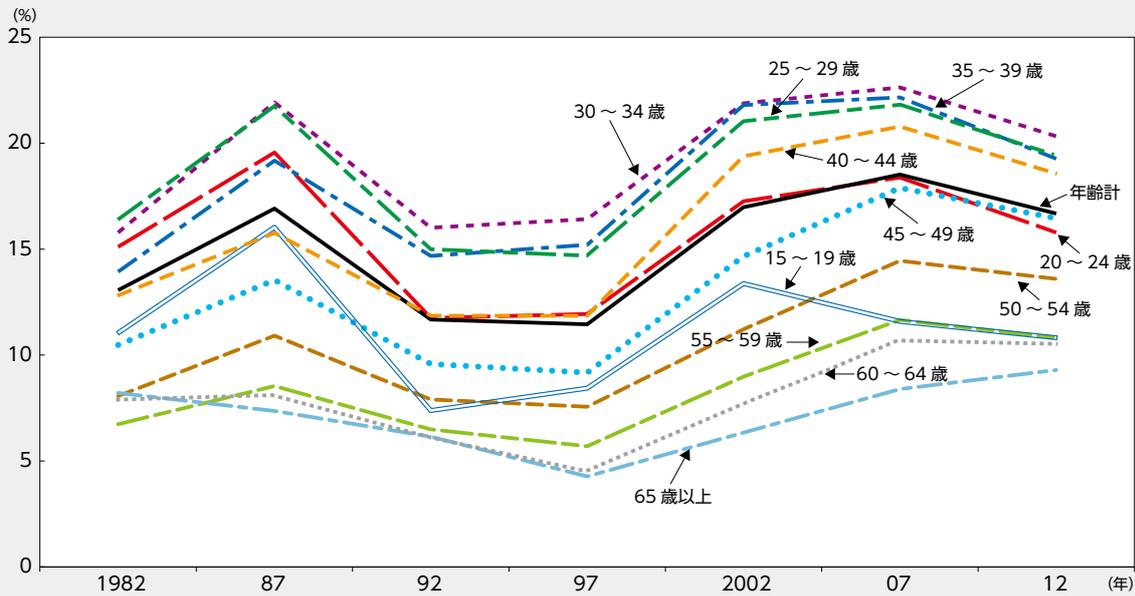
### ●長時間労働者が多いのは輸送・機械運転従事者

続いて、長時間労働者の割合が高い産業、職業についてみてみよう。第3-(1)-15図により産業別に正規の職員・従業員に占める1週間の就業時間が60時間以上である者の割合をみると、宿泊業、飲食サービス業、運輸業、郵便業、生活関連サービス業、娯楽業でその割合が高く、電気・ガス・熱供給・水道業、鉱業、採石業、砂利採取業、医療、福祉でその割合が低くなっている。

次に、第3-(1)-16図により職業別に正規の職員・従業員に占める1週間の就業時間が

第3- (1) - 13 図 正規の職員・従業員のうち1週間の就業時間が60時間以上である者の割合の推移 (男性)

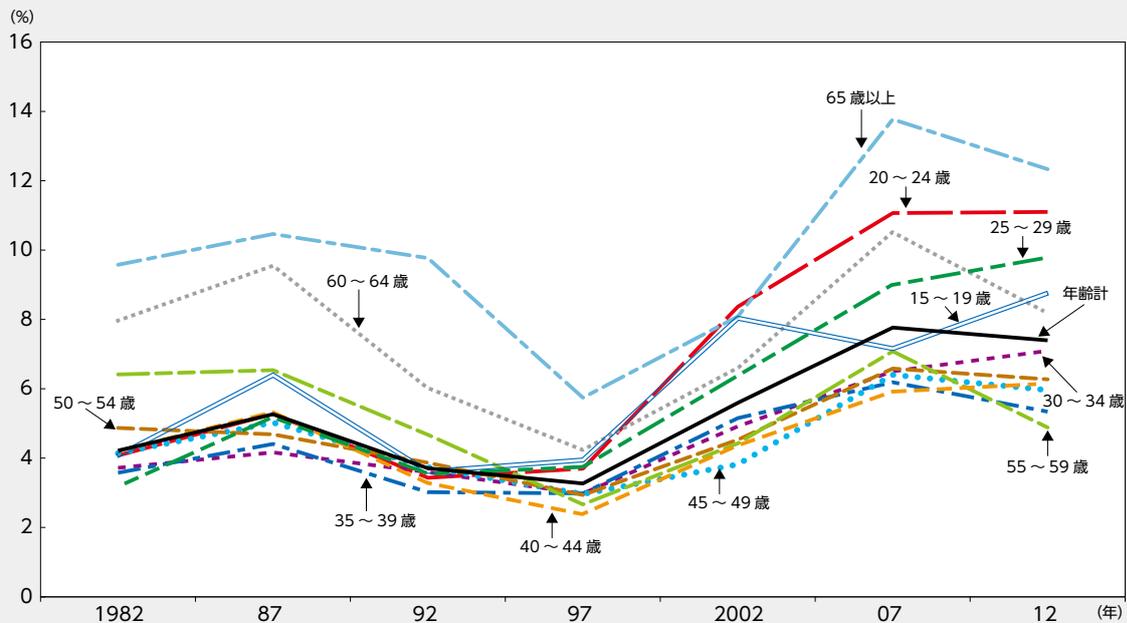
○ 男性の正規の職員・従業員のうち1週間の就業時間が60時間以上である者の割合は、1990年代には低下したものの、2000年代に入り再度上昇している。また、20歳台後半や、30歳台でその割合が高くなっている。



資料出所 総務省統計局「就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計  
 (注) 1) 年間の就業日数が200日以上および年間の就業日数が200日未満で就業の規則性が「だいたい規則的」である者の数値。  
 2) 1週間の就業時間が不詳である者は除いている。

第3- (1) - 14 図 正規の職員・従業員のうち1週間の就業時間が60時間以上である者の割合の推移 (女性)

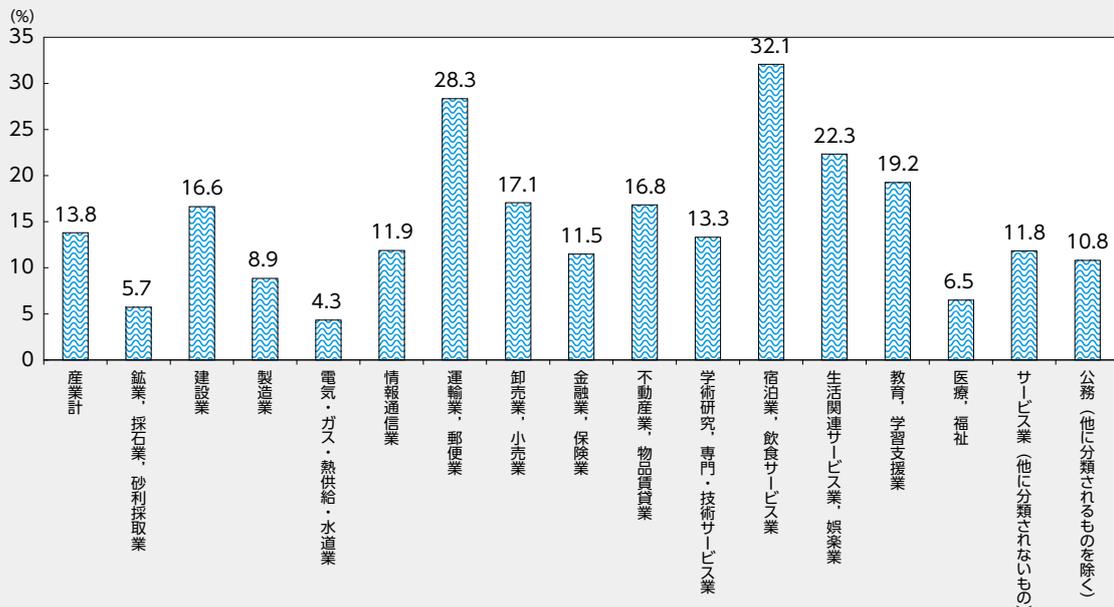
○ 女性の正規の職員・従業員のうち1週間の就業時間が60時間以上である者の割合は、2000年代に入り上昇しており、特に20歳台前半で大きく上昇している。



資料出所 総務省統計局「就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計  
 (注) 1) 年間の就業日数が200日以上および年間の就業日数が200日未満で就業の規則性が「だいたい規則的」である者の数値。  
 2) 1週間の就業時間が不詳である者は除いている。

第3-1-15 図 産業別正規の職員・従業員のうち1週間の就業時間が60時間以上の者の割合

○ 産業別に正規の職員・従業員に占める1週間の就業時間が60時間以上である者の割合をみると、宿泊業、飲食サービス業、運輸業、郵便業で高くなっている。

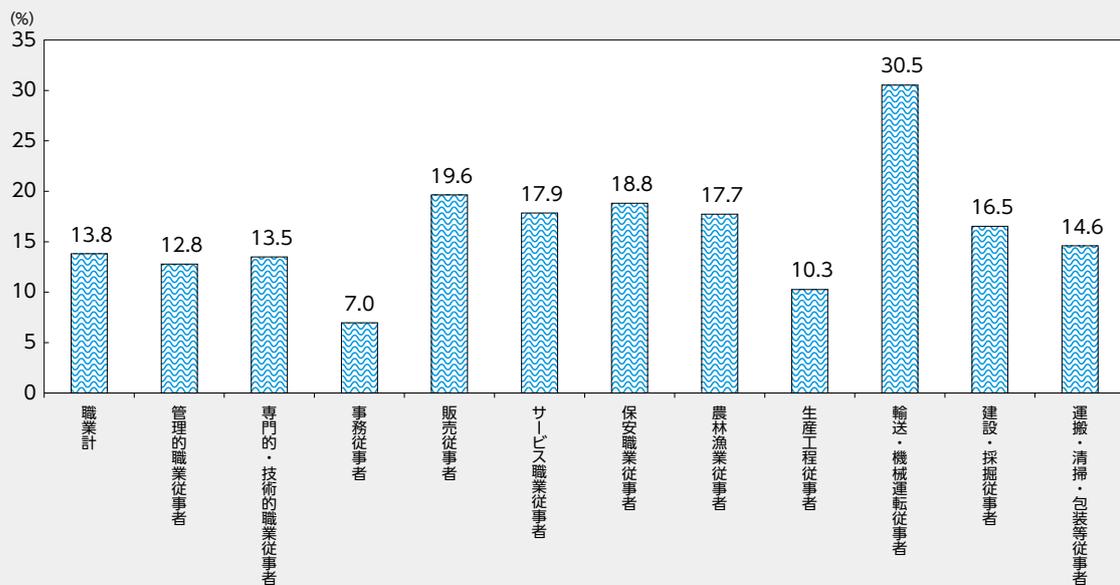


資料出所 総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 年間の就業日数が200日以上および年間の就業日数が200日未満で就業の規則性が「だいたい規則的」である者の数値。  
 2) 1週間の就業時間が不詳である者は除いている。  
 3) 「産業計」には「農業、林業」「漁業」を含む。

第3-1-16 図 職業別正規の職員・従業員のうち1週間の就業時間が60時間以上の者の割合

○ 職業別に正規の職員・従業員に占める1週間の就業時間が60時間以上である者の割合をみると、輸送・機械運転従事者で高くなっている。



資料出所 総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

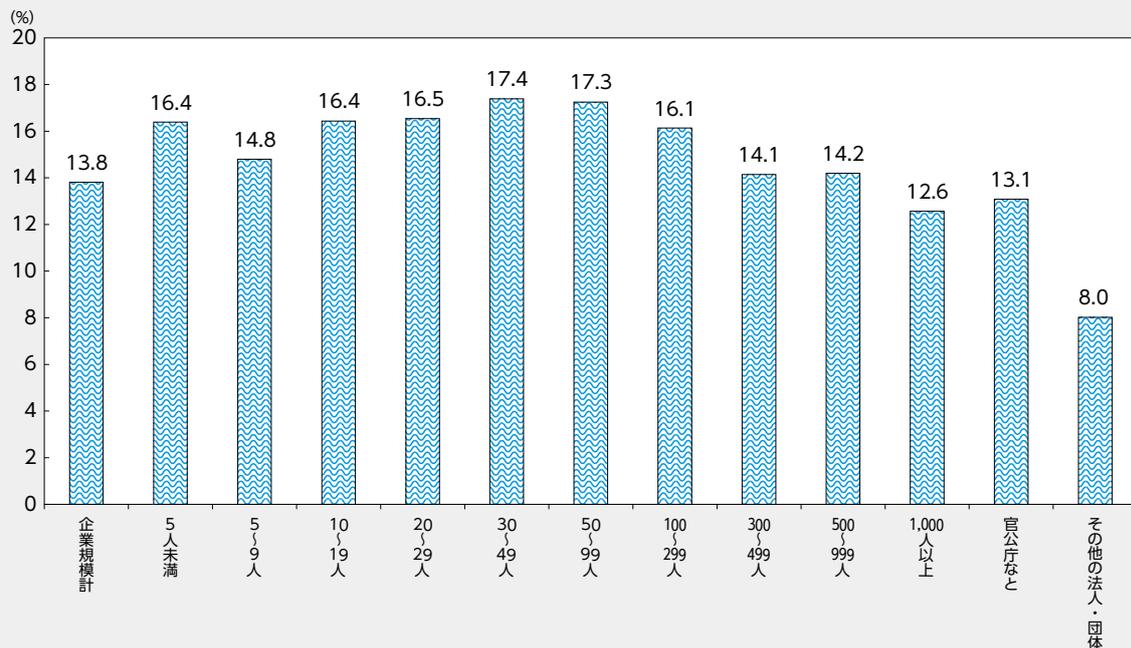
- (注) 1) 年間の就業日数が200日以上および年間の就業日数が200日未満で就業の規則性が「だいたい規則的」である者の数値。  
 2) 週間就業時間が不詳である者は除いている。

60時間以上である者の割合をみると、輸送・機械運転従事者で極めて高くなっており、その他、販売従事者、保安職業従事者、サービス職業従事者でも相対的に高くなっている。一方、事務従事者や生産工程従事者では長時間労働者の割合は比較的低くなっている<sup>42</sup>。

第3-(1)-17図により、企業規模別に正規の職員・従業員に占める1週間の就業時間が60時間以上である者の割合をみると、規模によりそれほど大きな差異はないが、30～49人規模企業でその割合が最も高く、そこから企業規模が大きく若しくは小さくなるほど長時間労働者の割合は小さくなる傾向がみられる。

**第3-(1)-17図 企業規模別正規の職員・従業員のうち1週間の就業時間が60時間以上の者の割合**

○ 企業規模別に正規の職員・従業員に占める1週間の就業時間が60時間以上である者の割合をみると、企業規模では大きな差異はない。



資料出所 総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 年間の就業日数が200日以上および年間の就業日数が200日未満で就業の規則性が「だいたい規則的」である者の数値。  
2) 1週間の就業時間が不詳である者は除いている。

### ● 夜間就業者は増加傾向で推移

ここまでは長時間労働者の特徴をみてきたが、労働時間の長さとともに、労働の時間帯も勤労者の生活に大きな影響を与える要素であろう。

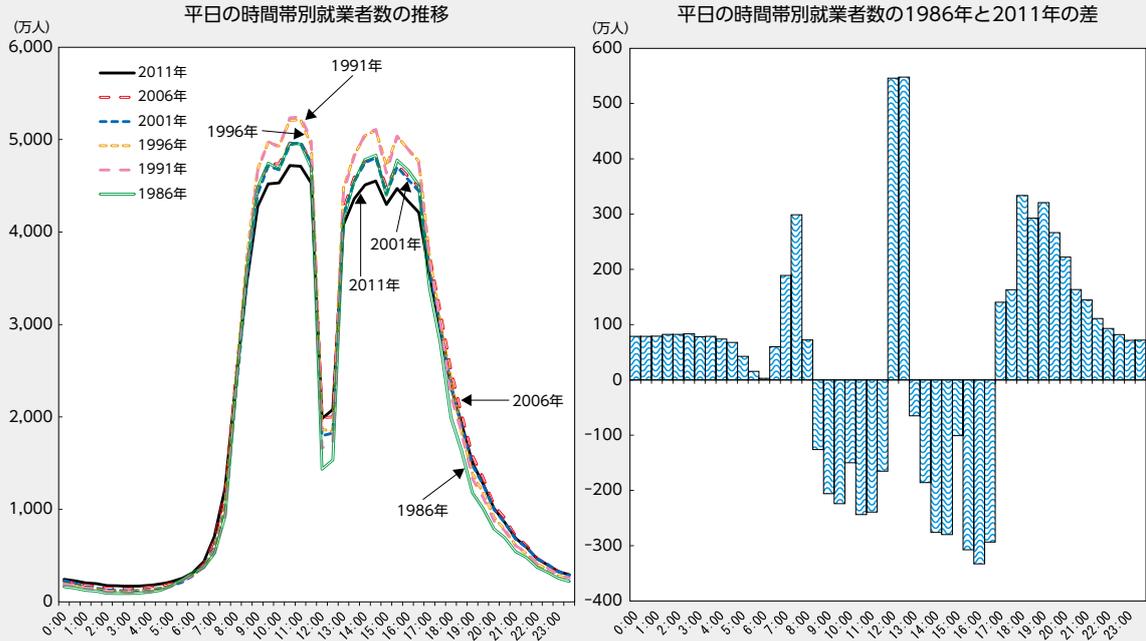
そこで、第3-(1)-18図により、総務省統計局「社会生活基本調査」で、平日の時間帯別就業者数の推移をみてみよう。まず、8時30分から17時までの日中については、昼休み時間帯の12時から13時を除き、就業者数は1990年代をピークとして減少傾向で推移している。一方、8時30分より前と19時以降の夜間・早朝時間帯については、5時30分から6時30分の時間帯を除き、長期的には就業者数が増加している。

このように、夜間就業者は増加傾向で推移しているが、その要因を探るため、第3-(1)-

<sup>42</sup> より詳細に職業小分類別で長時間労働者の割合をみると、輸送・機械運転従事者の中でも、自動車運転従事者でその割合が高くなっており、販売従事者の中では商品訪問・移動販売従事者、不動産営業職業従事者、小売店主・店長などで、サービス職業従事者の中では、飲食店主・店長、調理人、バーテンダー、理容師、美容師、旅館主・支配人などで、専門的・技術的職業従事者の中では、裁判官、検察官、弁護士、医師、歯科技工士、著述家、記者、編集者、中学校教員、舞踏家、俳優、演出家、演芸家などで高くなっている(付3-(1)-2表)。

第3-1-18図 平日の時間帯別就業者数の推移と変化(2011年と1986年の比較)

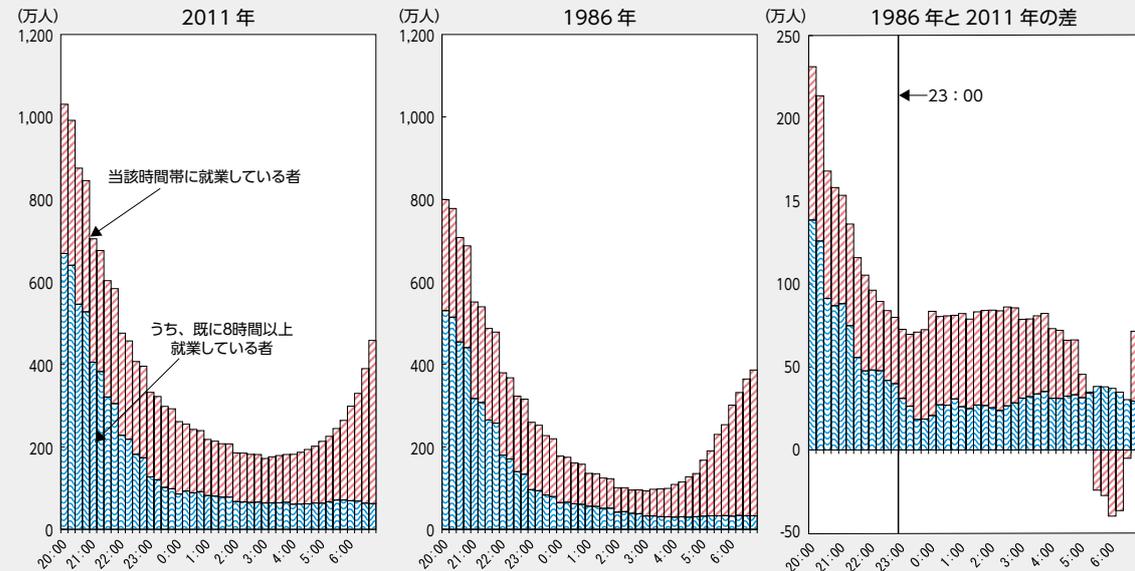
○ 長期的には、日中の就業者数が減少傾向であるのに対し、夜間の就業者数は増加傾向で推移している。



資料出所 総務省統計局「社会生活基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成  
 (注) 有業者(ふだん働いている人)の数値。

第3-1-19図 平日20時以降の就業者数の2011年と1986年の比較

○ 2011年と1986年の平日20時以降の就業者数を比較すると、23時頃までは、残業等による日中からの継続就業者の増加が就業者数を押し上げている。



資料出所 総務省統計局「社会生活基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計  
 (注) 1) 「当該時間帯に就業している者のうち、既に8時間以上就業している者」は、当該時間帯の前12時間の間に8時間以上就業している者とした。  
 2) 有業者(ふだん働いている人)の数値。  
 3) 20時から0時までは月～金曜日の平均、0時以降は火～土曜日の平均。

19図により、1986年と2011年の2時点において、平日20時から翌朝7時にかけての就業者を、その時点で既に8時間以上就業している者とそれ以外の者に分け、2011年と1986年の差をみ

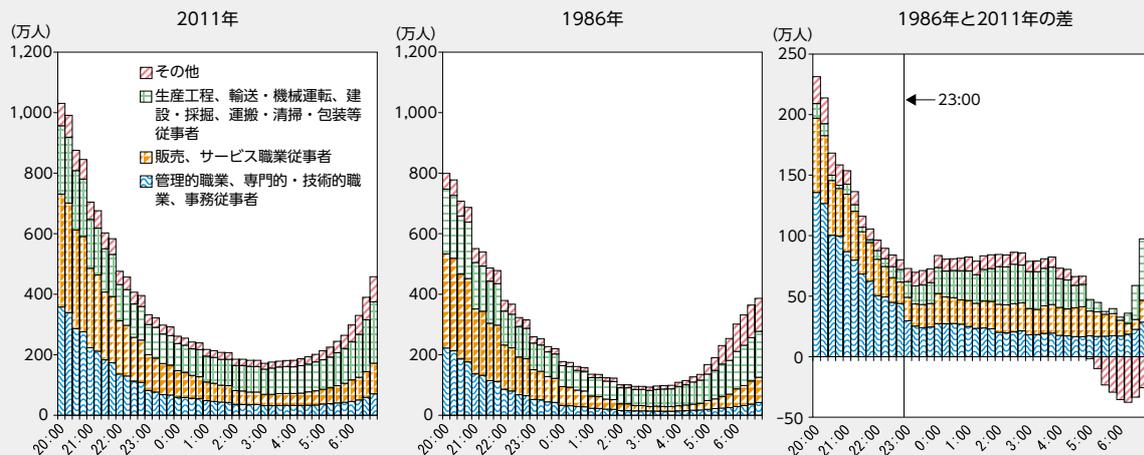
てみる。すると、20時から23時までは、その時間帯に就業している者の差のうち既に8時間以上就業している者の割合が54.4%となっており、残業等により日中から継続して就業している者の増加がこの時間帯の就業者の増加の主因であることが分かる。一方、23時から翌日5時までについては、その時間帯に就業している者の差のうち夜間に就業を開始する者等それ以外の就業者の割合が64.4%と大きいことが分かる。

第3-(1)-20図により、同様に平日夜間就業者数を職業別にみても、1986年調査と2011年調査で職業区分が異なることから厳密な比較は困難であることに留意する必要があるが、20時から23時までは管理的職業、専門的・技術的職業、事務従事者の就業者の増加が大きくなっており、この時間帯に就業している者の差のうちその職業の就業者が占める割合は58.1%となっている。また、販売、サービス職業従事者は、おおむねどの時間帯でも就業者が増加している。生産工程、輸送・機械運転、建設・採掘、運搬・清掃・包装等従事者は、23時から翌日5時までには就業している者の差に占める割合をみると31.2%となっており、深夜時間帯を中心に就業者が増加している。

以上のことから、夜間就業者の増加は、①専門的・技術的職業、事務従事者を中心とする長

第3-(1)-20図 平日20時以降の就業者数の2011年と1986年の比較(職業別)

○ 2011年と1986年の平日20時以降の職業別就業者数を比較すると、23時頃までは専門的・技術的職業、事務従事者が大きく増加しているが、販売、サービス職業従事者や生産工程、輸送、運搬等従事者でも、夜間就業者が増加している。



資料出所 総務省統計局「社会生活基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計

(注) 1) 有業者(ふだん働いている人)の数値。

2) 20時から0時までは月～金曜日の平均、0時以降は火～土曜日の平均。

3) 1986年調査と2011年調査の職業区分は異なることから、このグラフは両者の比較可能性ができるだけ高くなるよう、次のとおり組み替えを行っている。

・管理的職業、専門的・技術的職業、事務従事者

2011年：専門的・技術的職業従事者、管理的職業従事者、事務従事者、船舶・航空機運転従事者、その他の輸送従事者(いずれも内職者を除く)

1986年：会社団体役員、専門職業者、技術者、教員・宗教家、文筆家・芸術家・芸能家、管理職、事務職

・販売、サービス職業従事者

2011年：販売従事者、サービス職業従事者(いずれも内職者を除く)

1986年：商店主、サービス・その他の事業主、販売人、個人サービス人

・生産工程、輸送・機械運転、建設・採掘、運搬・清掃・包装等従事者

2011年：生産工程従事者、輸送・機械運転従事者(船舶・航空機運転従事者及びその他の輸送従事者を除く)、建設・採掘従事者、運搬・清掃・包装等従事者(いずれも内職者を除く)

1986年：工場主、技能者、労務作業者

・その他

2011年：保安職業従事者、農林漁業従事者、分類不能の職業、(職業にかかわらず)従業上の地位が内職者である者

1986年：農林漁業者、農林漁業雇用者、保安職、内職者、分類不能

時間労働者の増加、②製造現場の24時間化などによる生産工程従事者等の夜間就業者の増加、③夜間帯にサービス提供等を行うための販売、サービス職業従事者やこれを支えるための輸送、運搬等従事者の夜間就業者の増加等が相まって発現していることが示唆されるとともに、①が③に対する需要を産むという側面があると考えられる。

このことから、長時間労働の削減は、長時間労働者のみならず、これらの者の需要に対応して行われる夜間サービスに従事する就業者を含めた夜間労働者の減少にもつながり、社会全体の効率化に資する可能性があると考えられる。

### ●長時間労働は依然として課題

労働者の総実労働時間は1988年から1993年にかけて大きく減少した後、緩やかに減少しているが、1990年前後の大幅な減少は完全週休2日制の広がり、1990年代半ば以降の減少はパートタイム労働者比率の上昇が、主な要因であったと考えられる。

一般労働者の総実労働時間をみると大きく変化しておらず、産業別にみても運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業、建設業の労働時間が長くなっており、時系列でもその順位はほぼ固定的となっている。さらに労働時間が長い労働者として1週間の就業時間が60時間以上である者の割合をみると緩やかな低下傾向であるものの、依然一定水準が存在している。このように長時間労働の問題は、一般労働者を中心として依然、課題であることが分かった。